

レイクタウン北自治会弔慰金規程

制定 平成24年6月1日

(目的)

第1条 当会としての弔慰金の支払いは本規程によるものとする。

(原則)

第2条 会員の世帯構成員が死亡したときは、遺族に対する弔慰金を以て意を表わす。

- 2 本来は会員の世帯構成員であって就学・就業等のために一時的に住居を異にしていると認められる者が死亡したときも前項と同様とする。

(手続き)

第3条 対象となる遺族は、班長か役員に申し出るものとし、班長又は役員は、会長に伝達するものとする。

(弔慰金・供花・弔電)

第4条 弔慰金は、故人一人につき10,000円とする。

- 2 役員経験者又は当会に特別の功労が認められた故人の葬儀に際しては、前項の弔慰金の他、花環・生花等を供することができる。
- 3 前項の規定による他、必要に応じて別に会長名にて弔電を送る。

(その他)

第5条 本規程に定めなき事項及び特段考慮すべき事情がある場合はその都度会長に委ねる。

附則

本規程は平成24年6月1日から施行する。